

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	子ども・子育て支援関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、子ども・子育て支援関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

徳島市長

## 公表日

令和8年3月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援関係事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法に基づき、次のとおり、子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務を行う。</p> <p>①子ども・子育て支援法第二十条第一項の支給認定若しくは同法第二十三条第一項の支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>②子ども・子育て支援法による支給認定証に関する事務</p> <p>③子ども・子育て支援法第二十二条若しくは子ども・子育て支援法施行規則第十五条第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>④子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による支給認定の変更の認定に関する事務</p> <p>⑤子ども・子育て支援法第二十四条第一項の支給認定の取消しに関する事務</p>
③システムの名称	子ども・子育て支援新制度システム【現行システム】、子ども子育て支援システム【標準化後の新システム】、個人・法人管理システム(宛名システム)【現行システム】、住登外宛名システム【現行システム】、共通基盤システム【標準化後追加システム】、新窓口対応システム(庁内連携システム)、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、徳島県電子自治体共同システム(電子申請・届出システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法9条第1項 別表第1の94項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第68条、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条別表第1の3項、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[ 実施する ]</p>
②法令上の根拠	<p>① 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 なし 【別表第二における情報照会の根拠】 116の項</p> <p>② 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 第59条の2の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部 子ども保育課
②所属長の役職名	子ども保育課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152  徳島市子ども未来部子ども保育課入所・入園係 770-8053 徳島県徳島市沖浜東2丁目16番地 088-621-5193
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市子ども未来部子ども保育課入所・入園係 770-8053 徳島県徳島市沖浜東2丁目16番地 088-621-5193
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[    ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、照会・入力の際には複数人でのチェックを行っているため、対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当該システムへのアクセスにおいては、生体認証によって本人認証を行うとともに、アクセス権限への付与を必要最低限の職員に限定している。また、年度ごとにアクセス可能な職員の名簿を更新し、退職・異動により業務を離れた職員についてはもれなく権限を削除している。また、アクセスログを記録しシステムの利用状況を追跡調査できる環境を整備している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	評価実施機関における担当部署	①部署 保健福祉部 保育課 ②所属長 保育課長 中野 和宏	①部署 保健福祉部 子ども施設課 ②所属長 子ども施設課長 中野 和宏	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成27年12月28日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先 徳島市保健福祉部保育課入所係	請求先 徳島市保健福祉部子ども施設課入所係	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成27年12月28日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	連絡先 徳島市保健福祉部保育課入所係	連絡先 徳島市保健福祉部子ども施設課入所係	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成27年12月28日	個人番号の利用 法令の根拠	番号法9条第1項 別表第1の94項	番号法9条第1項 別表第1の94項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第68条、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条 別表第1の7項、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則第4条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成27年12月28日	II しきい値判断項目	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	特定個人情報を取扱う事務事務の概要	<p>子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育施設及び地域型保育事業等の利用に係る以下の事務を行う。</p> <p>①保育の必要量の認定事務  ②施設・事業所の入所等に係る利用調整事務  ③利用者負担額の決定、収納、滞納事務  ④施設・事業所ごとの給付費決定事務  ⑤施設入所に付帯する延長保育、一時預かり保育等に関する事務  ⑥地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務</p>	<p>子ども・子育て支援法に基づき、次のとおり、子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務を行う。</p> <p>①子ども・子育て支援法第二十条第一項の支給認定若しくは同法第二十三条第一項の支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務  ②子ども・子育て支援法による支給認定証に関する事務  ③子ども・子育て支援法第二十二条若しくは子ども・子育て支援法施行規則第十五条第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務  ④子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による支給認定の変更の認定に関する事務  ⑤子ども・子育て支援法第二十四条第一項の支給認定の取消しに関する事務</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成28年7月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条 別表第1の7項	徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条 別表第1の3項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成28年7月1日	評価実施機関における担当部署	②所属長 保育課長 中野 和宏	②所属長 子ども施設課長 久米 貴之	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成28年7月1日	II しきい値判断項目	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
平成29年7月7日	評価実施機関における担当部署	②所属長 子ども施設課長 久米 貴之	②所属長 子ども施設課長 元木 利昭	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年7月7日	II しきい値判断項目	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	② 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 未定	② 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 第59条の2	事後	重要な変更にあたらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
平成29年7月7日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	子ども・子育て支援新制度システム, 新窓口対応システム(庁内連携システム), 個人・法人管理システム(宛名システム), 番号連携システム, 中間サーバーシステム, 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム	子ども・子育て支援新制度システム, 新窓口対応システム(庁内連携システム), 個人・法人管理システム(宛名システム), 番号連携システム, 中間サーバーシステム, 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、徳島県電子自治体共同システム(電子申請・届出システム)	事前	
平成29年7月7日	特定個人情報ファイル名	子ども・子育て支援関係情報ファイル	子ども・子育て支援関係情報ファイル、電子申請データ	事前	
平成29年10月13日	特定個人情報ファイル名	子ども・子育て支援関係情報ファイル、電子申請データ	子ども・子育て支援関係情報ファイル	事前	
平成30年7月11日	II しきい値判断項目	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
平成30年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	子ども施設課長 元木 利昭	子ども施設課長	事後	特定個人情報保護評価方針(平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更
令和1年6月26日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和1年6月26日	II しきい値判断項目	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
令和2年10月8日	II しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月8日	IV リスク対策 6.情報提供 ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[ ]接続しない(入手)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和2年10月8日	IV リスク対策 6.情報提供 ネットワークシステムとの接続	—	「目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か」 —「十分である」	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和2年10月8日	IV リスク対策 8.監査	—	[○]内部監査	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①番号法第19条第7号 別表第二	① 番号法第19条第8号 別表第二	事後	重要な変更にあたらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】第59条の2	②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】第59条の2の2	事後	重要な変更にあたらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署	①部署 保健福祉部 子ども施設課 ②所属長の役職名 子ども施設課長	①部署 子ども未来部 子ども保育課 ②所属長の役職名 子ども保育課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止 請求	徳島市保健福祉部子ども施設課入所係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地	徳島市子ども未来部子ども保育課入所係 770-8053 徳島県徳島市沖浜東2丁目16番地	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報 ファイルの取扱いに関する 問合せ	徳島市保健福祉部子ども施設課入所係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地	徳島市子ども未来部子ども保育課入所係 770-8053 徳島県徳島市沖浜東2丁目16番地	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 及び 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
令和4年9月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止 請求	徳島市子ども未来部子ども保育課入所係 770-8053 徳島県徳島市沖浜東2丁目16番地	徳島市子ども未来部子ども保育課入所・入園係 770-8053 徳島県徳島市沖浜東2丁目16番地	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
令和4年9月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報 ファイルの取扱いに関する 問合せ	徳島市子ども未来部子ども保育課入所係 770-8053 徳島県徳島市沖浜東2丁目16番地	徳島市子ども未来部子ども保育課入所・入園係 770-8053 徳島県徳島市沖浜東2丁目16番地	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 及び 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
令和5年9月6日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 及び 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
令和8年3月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システム名称	子ども・子育て支援新制度システム, 新窓口対応システム(庁内連携システム), 個人・法人管理システム(宛名システム), 番号連携システム, 中間サーバーシステム, 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム, サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、徳島県電子自治体共同システム(電子申請・届出システム)	子ども・子育て支援新制度システム【現行システム】、子ども子育て支援システム【標準化後の新システム】、個人・法人管理システム(宛名システム)【現行システム】、住登外宛名システム【現行システム】、共通基盤システム【標準化後追加システム】、新窓口対応システム(庁内連携システム)、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、徳島県電子自治体共同システム(電子申請・届出システム)	事前	
令和8年3月18日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 及び 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和8年3月1日時点	事後	重要な変更にあたらない(理由:しきい値判断結果が変わらないため)
令和8年3月18日	Ⅳ リスク対策 8. 人を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新様式移行による追加項目	十分である	事前	
令和8年3月18日	Ⅳ リスク対策 8. 人を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	新様式移行による追加項目	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、照会・入力の際には複数人でのチェックを行っているため、対策は十分であると考えらえる。	事前	
令和8年3月18日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	新様式移行による追加項目	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月18日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	新様式移行による追加項目	十分である	事前	
令和8年3月18日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	新様式移行による追加項目	当該システムへのアクセスにおいては、生体認証によって本人認証を行うとともに、アクセス権限への付与を必要最低限の職員に限定している。また、年度ごとにアクセス可能な職員の名簿を更新し、退職・異動により業務を離れた職員についてはもれなく権限を削除している。また、アクセスログを記録しシステムの利用状況を追跡調査できる環境を整備している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	